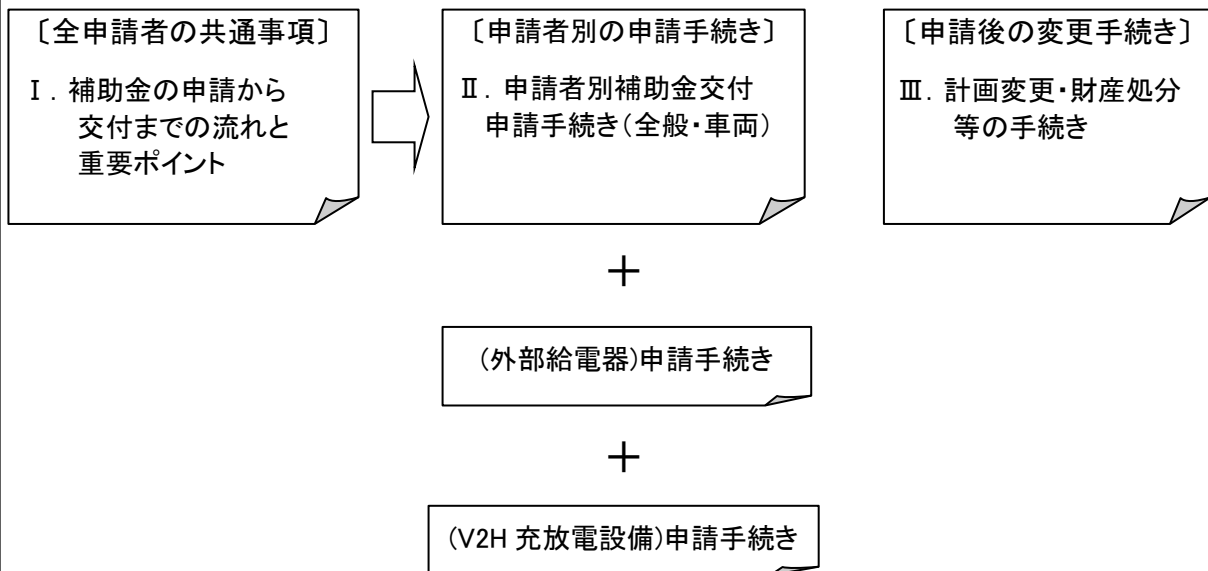


令和2年度第3次補正予算グリーンエネルギー自動車導入事業費補助金 及び 令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (令和2年度補正 CEV 補助金)

応募要領

❖ 応募要領の構成 ❖



目次

❖ はじめに ❖.....	3
補助金の交付申請および受給される皆様へ.....	3
I. 補助金の概要と申請から交付までの流れ.....	4
I-1 令和2年度補正予算事業の概要.....	4
◎補助事業の概要.....	4
◎補助対象と申請パターン.....	4
補助金の募集要件.....	5
(1) 補助対象期間、申請等提出期限.....	5
(2) 補助対象者.....	5
(3) モニタリング調査への参画.....	6
(4) 車両・設備(財産)の一定期間の保有義務/再エネ100%電力調達の一定期間の維持義務.....	6
(5) 再エネ100%電力調達に関するその他のポイント.....	7
(6) その他の主な条件.....	7
(添付1) 補助金の交付を受けて取得した取得財産の管理規程.....	8
(添付2) 暴力団排除に関する誓約.....	9
I-2 補助金申請から交付までの流れ.....	10
A 申請受付開始日(令和3年3月26日)以降に外部給電器の発注/V2H充放電設備の発注及び工事開始を行う場合、または車両のみの申請の場合.....	10
B 申請受付開始前日(令和3年3月25日)までに車両登録(届出)及び外部給電器の発注・納品/V2H充放電設備の発注・工事が完了している場合(特例措置).....	12

I-3 車両申請に関する重要ポイント	13
(添付1) 銘柄ごとの補助金交付額.....	16
(添付2) 取得財産等の処分を制限する期間.....	21
II. 申請者別補助金交付申請手続き (全般・車両)	22
A 車両のみの申請の場合、又は外部給電器の発注/V 2 H充放電設備の発注及び工事開始を申請受付開始日(令和3年3月26日)以降に行う場合.....	22
II-1. 【環境省事業のみ】地方公共団体・その他の法人等による申請.....	22
1. 必要書類一覧	22
2. 必要書類の詳細説明	23
II-2. 個人による申請.....	29
1. 必要書類一覧	29
2. 必要書類の詳細説明	30
B 申請受付開始前日(令和3年3月25日)までに車両登録(届出)及び外部給電器の発注・納品/V 2 H充放電設備の発注・工事が完了している場合(特例措置)	36

(以下、別ファイル)

- ◇申請者別補助金交付申請手続き
 - ・(外部給電器) 申請手続き
 - ・(V 2 H充放電設備) 申請手続き
- ◇申請後の変更手続き (計画変更・財産処分等)

❀ はじめに ❀

補助金の交付申請および受給される皆様へ

一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という）が交付する「令和2年度第3次補正予算クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」及び「令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」（以下、合わせて「本補助金」という）は、国庫補助金等の公的資金を財源としています。このため、その適正な執行が社会的に強く求められており、センターとしても本補助金に係る不正行為に対しては厳格に対処いたします。

以下の点を十分にご理解の上、申請または受給していただきますようお願い申し上げます。

1. 本補助金の申請者がセンターに提出する書類には、如何なる理由があっても、虚偽の記載を行わないで下さい。
2. 偽りその他の不正な方法により本補助金を受給した疑いがある場合には、センターとして、必要に応じて調査などを行います。
3. 特に、反社会的勢力及びそれに準ずる者には補助金は交付しません。
4. 本補助金を受けて取得したクリーンエネルギー自動車は、一定の年数は処分（譲渡、交換、貸し付け、廃棄又は担保に供すること等の補助金の交付目的に反する行為を言う）できません。（以下処分制限期間という）。処分制限期間内に処分しようとするときには、事前にセンターの承認を受けなくてはなりません。なお、センターは必要に応じて管理状況について調査を行います。
5. 不正な方法により本補助金を受給した疑いがあるとき、または、補助金受けた車両を事前の承認を得ずして処分したことが判明したときは、当該補助金の全部又は一部について、加算金を加えて返納していただくことがあります。
6. さらに、補助金に係る不正行為に対しては、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（いわゆる補助金等適正化法）の第29条から第32条において、刑事罰を科す旨規定されています。



一般社団法人次世代自動車振興センター 個人情報保護について



当センターは、補助金交付業務に当たり、当センターとして定めた個人情報保護方針に基づき、以下を順守いたします。（当センターの個人情報保護方針はホームページに記載しております。）

1. ご提供いただきました『個人情報』は以下の目的に必要な範囲を超えて使用しません。
 - ①補助金申請者への問合せ、補助金の交付・不交付等の通知及び補助金の振込、規定された期間の補助対象物の保有又は使用義務違反に係る調査など、補助金交付に関する業務の適切な遂行。
 - ②シンポジウム開催などの次世代自動車普及啓発業務の適切な遂行。
2. 『個人データ』は法令に基づく場合または業務遂行上必要な範囲で業務委託先に提供する場合を除き、ご本人の同意なく第三者に提供しません。
3. 『個人データ』を業務委託先に預託する場合は、秘密保持契約等によって、業務委託先に個人情報保護を義務付け、業務委託先が適切に『個人データ』を取り扱うよう管理いたします。
4. 『個人データ』は、不正なアクセス対策やウイルス対策等の情報セキュリティ対策を実施し、適切な安全対策のもとに管理し、漏えい、滅失および改ざん等を防止いたします。

I. 補助金の概要と申請から交付までの流れ

I-1 令和2年度補正予算事業の概要

◎補助事業の概要

電気自動車・燃料電池自動車等の普及拡大を、「外部給電器／V2H充放電設備」、「再エネ 100%電力」の導入のセットで支援していく補助金を、令和2年度補正予算で実施します。

▽経済産業省の補助事業(以下、「経産省事業」):

- ・事業名:「災害時にも活用可能なクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」
- ・補助金名:「令和2年度第3次補正予算クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」
- ・補助対象者:「電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車」と「**外部給電器／V2H充放電設備**」を同時に購入する**個人(法人は対象外)**。

▽環境省の補助事業(以下、「環境省事業」):

- ・事業名:「再エネ電力と電気自動車や燃料電池自動車等を活用したゼロカーボンライフ・ワークスタイル先行導入モデル事業」
- ・補助金名:「令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」
- ・補助対象者:「電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車」を購入し、かつ「**再エネ 100%電力調達**」を満たす**個人、地方公共団体、その他中小法人等(独立行政法人を含む)**。

※本補助金を受給される方には、**車両や設備の一定期間の保有**や、車両や設備、エネルギーマネジメントシステム等を活用した地域防災への貢献の**実態調査へのモニターとしての参画**が義務付けられます。これらは補助対象の要件となるため、ご対応いただけない場合は、補助金の返納対象となります。

◎補助対象と申請パターン

▽補助対象:

- ・電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車の購入費の一部
- ・外部給電器／V2H充放電設備の購入費・工事費の一部(環境省事業の場合、オプション)

▽車両の要件による申請可否と申請パターン:

		経産省事業		環境省事業	
申請可否	申請パターン 車両の要件	車両のみ	車両 +外部給電器/ V2H 充放電設備	車両 +再エネ 100%電力	車両 +再エネ 100%電力 +外部給電器/ V2H 充放電設備
		可:○	①外部給電器等への給電機能*1 あり 100V1500W コンセントあり	○*2	○
不可:×	②外部給電器等への給電機能*1 あり 100V1500W コンセントなし	×	○	○	○
	③外部給電器等への給電機能*1 なし 100V1500W コンセントあり	○*2	×*3	○	×*3
	④外部給電器等への給電機能*1 なし 100V1500W コンセントなし	×	×*3	○	×*3
申請者	申請者の主な要件	個人のみ		個人、地方公共団体、その他中小法人等 (独立行政法人を含む)	
		V2H 充放電設備をセットで申請する場合は V2H 充放電設備を設置する土地ならびに給電対象施設の使用権限があること			

- * 1: 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車電動車のうち外部給電器・V2H充放電設備を経由して電力を取り出せる機能
- * 2: 車載コンセント(1500W/AC100V)から電力を取り出せる給電機能がある車両については、車両自体に外部給電器の機能が搭載されているとみなすことができるため、外部給電器／V2H充放電設備を購入しなくとも本補助金の対象となります。
- * 3: 外部給電機能がない車両のため、外部給電器やV2H充放電設備のセットでの申請はできません。

補助金の募集要件

(1) 補助対象期間、申請等提出期限

補助対象となる ・車両の新規登録(新規検査届出)日 ・外部給電器の発注日 ・V2H充放電設備の発注・工事開始日	全て令和2年12月21日～*1*2*3
補助金交付申請書受付期間	令和3年3月26日*3～令和3年9月30日(必着)*4
補助金交付申請書提出期限	下記のとおり
外部給電器の実績報告期限	支払い(手続)完了日から30日以内、又は 令和4年1月31日のいずれか早い日
V2H充放電設備の実績報告期限	工事又は支払い(手続)完了日から30日以内を目途 (最終)令和4年1月31日

- *1: 令和2年12月20日以前に車両登録(届出)や外部給電器の発注/V2H充放電設備の発注及び工事開始を行っている場合は、補助金交付申請の対象外です。
- *2: いずれも令和2年12月21日以降であれば、車両と外部給電器/V2H充放電設備の「同時購入」については、その前後は問いません。
- *3: 原則、令和3年3月26日以降かつ交付決定通知書発行日以後に外部給電器の発注/V2H充放電設備の発注及び工事開始を行う場合が補助対象ですが、特例措置として、令和3年3月25日以前に発注や納品/工事などを完了している場合も補助対象とします。それぞれ申請手続きが異なるため、「I-2 補助金申請から交付までの流れ」でご確認ください。
- *4: 予算不足の恐れが発生した場合は補助金交付申請の受付期間を短縮することがあります。

【補助金交付申請書の提出期限】

- ▶ 車両代金の全額の支払いを完了、又は全額支払いの手続きが完了した上で(リースの場合はリース契約の締結を完了した上で)、原則、車両の初度登録(届出)の日から1ヶ月以内(翌月の前日までの消印有効)です。
- ▶ 但し、代金の支払い事務手続きの関係で、車両登録日までに車両代金の支払い(手続き)が完了しない場合は、例外的に、初度登録日(届出日)の翌々月の末日まで(消印有効)の提出を認めます。
- ▶ また、受付開始当初の例外として、初度登録が令和2年12月21日～令和3年4月30日の車両の補助金申請書の提出期限を、令和3年5月31日まで(消印有効)とし、以下の通りとします。

初度登録(届出)日	申請書提出期限(消印有効)	
	原則(車両登録日までに支払手続き完了している場合)	例外(車両登録日までに支払い手続きが完了していない場合)
12月21日～3月31日	5月31日	5月31日
4月1日～4月30日	5月31日	6月30日
5月1日以降 (例:5月10日)	初度登録(届出)日から1ヶ月 (例:6月9日)	初度登録(届出)日の翌々月末日 (例:7月31日)

(2) 補助対象者

▽経産省事業:個人のみ(法人は対象外)

▽環境省事業:個人、地方公共団体、中小企業基本法に基づく中小企業・小規模事業者、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人

※リース契約の場合、申請者はリース使用者本人となります。

※個人事業主について、一個人として申請いただくことが可能です。

ただし、一事業主体として申請される場合は、事業者等が対象となる環境省事業にて申請いただくこととなります。事業者として申請される場合は予めセンターまでご相談下さい。

(3) モニタリング調査への参画

補助金受給者には、「モニタリング調査等への参画」が義務付けられます。

▽経産省事業：

本補助金を受給される方には、電気自動車・燃料電池自動車等やV2H充放電設備、エネルギー管理システム等を活用した地域防災への貢献の実態調査などに、モニターとして参画いただきます。

2年度にわたって、毎年1回程度の調査にご協力いただきます。令和3年度、4年度に受給者に調査のご案内をいたしますが、電子メールやWebサイトでご回答いただくアンケート調査を予定しております。車両と外部給電器/V2H充放電設備を実際に接続・利用いただき、災害等が生じた場合に速やかに給電機能を活用することができることを目指します。給電機能の利用頻度や、説明書にそってスムーズに利用できたかどうかなどをご回答いただく予定です。※具体的な調査時期や参加方法などは今後お知らせする予定です。

モニタリング調査への参画は、補助対象の要件となるため、例えばアンケート調査にご回答いただけない場合などは、補助金の返納対象となりますので、ご注意ください。

また、地域で災害等が生じた場合、可能な範囲でご協力いただく可能性があります。

▽環境省事業：

本補助金を受給される方には、電気自動車・燃料電池自動車等や再エネ100%電力調達の実態調査(環境省が指定する方法(Webシステムへの入力等)で毎月の消費電力量、電気自動車等の走行距離に関する情報などを報告)及びアンケート調査やPR活動などに、モニターとして参画いただきます。

4年度にわたって、毎年1回程度の調査にご協力いただきます。※具体的な調査時期や参加方法などは、環境省HP(http://www.env.go.jp/air/post_70.html)をご参照ください。

実態調査・モニタリング調査・PR活動への参画は、補助対象の要件となるため、そのうち一つでもご対応いただけない場合は、補助金の返納対象となりますので、ご注意ください。

(4) 車両・設備(財産)の一定期間の保有義務/再エネ100%電力調達の一定期間の維持義務

①車両・設備：

▽補助金を受けた車両及び設備は、原則として、定められた期間(「処分制限期間」)は保有が義務付けられます。やむを得ず、処分制限期間中に取得財産等の処分をする場合は、事前に手続きが必要です。また、それぞれ補助金の返納が必要となります。

- ・車両:新規登録(届出)日から4年又は3年
- ・外部給電器:納品の日から3年
- ・V2H充放電設備:設備の設置が完了した日から5年

▽補助対象の車両・設備をリース契約された場合、使用者が処分制限期間中の保有義務の対象となります。したがって、リース契約期間は処分制限期間以上であることが求められます。

▽上記に加え、補助金を受けた外部給電器を納品の日から2年以内に処分した場合、及び補助金を受けたV2H放電設備を設備の設置が完了した日から2年以内に処分した場合、以下の通り、補助金の一部を返納いただきます。

- ・経産省事業:車両補助額の1/3*
 - ・環境省事業:車両補助額の1/2*
- *電気自動車(燃料電池によって駆動される電動機を原動機とするもの)の場合は250千円、電気自動車(超小型モビリティ)場合は100千円

▽取得財産等の管理の詳細については、(添付1)を参照してください。

②再エネ 100%電力調達:

▽再エネ 100%電力調達については、補助金を受けた車両の新規登録(届出)日から4年間維持することが義務付けられます。調達方法の組み合わせを変更することや、電力メニューを他の再エネ100%メニュー(対象メニューに限る)に切り替えることなどは認められますが、再エネ100%電力調達が維持できなくなった場合は、車両補助額の1/2*を返納いただきます。

*電気自動車(燃料電池によって駆動される電動機を原動機とするもの)の場合は250千円

(5)再エネ 100%電力調達に関するその他のポイント

①再エネ 100%電力調達の達成手法

▽「再エネ 100%電力調達」については、原則として以下の3つの手法により使用電力を再エネ比率100%にさせていただく必要があります。これらの手法を組み合わせると再エネ100%達成も可能です。

【手法1】 自家発電

・再エネ電源を専用線等で接続し、直接的に再エネ電力を調達。

【手法2】 再エネ電力メニューの購入

・小売電気事業者等が提供する「再エネ電力メニュー」を購入。

【手法3】 再エネ電力証書の購入

・環境価値だけを「再エネ電力証書」という形で購入。(グリーン電力証書、再エネ電力由来J-クレジット)

※再エネ 100%電力調達のその他詳細は、環境省ホームページでご確認ください

申請方法のわかりやすい解説(個人向け)

<まずはこちらをお読みください>

http://www.env.go.jp/air/saiene/saiene_kojin.pdf

(再エネ 100%電力調達要件の解説)

http://www.env.go.jp/air/saiene/saiene_kaisetsu.pdf

(環境省事業トップページ)

http://www.env.go.jp/air/post_56.html

再エネ100%電力要件、補助事業の概要に関するお問合せ窓口(環境省)

環境省 令和2年度第3次補正予算
EV等補助事業 問合せ窓口

TEL:03-6627-6486

②設置場所:

▽原則として、申請される車両の使用の本拠(自動車車検証の使用住所、又は使用の本拠の位置に記載がある場合は、当該記載住所)にある、以下の電力が再エネ100%調達の要件を満たしている必要があります。

- ・申請者が個人: 戸建住宅にお住まいの方…戸建住宅で使用する電力
集合住宅にお住まいの方…お住まいの部屋で使用する電力
- ・申請者が法人等: 営業所・事務所において主たる業務で使用する電力

(6)その他の主な条件

①同一の補助対象経費について、国が実施する他の補助金と重複して補助金交付申請をすることはできません。ただし、「安全運転サポート車普及促進事業費補助金」とは重複して申請することができます(同補助金を申請する際は条件等をよくご確認下さい)。また、地方公共団体による補助金制度とは重複して申請できます。

②反社会的勢力及びそれに準ずる者には補助金の交付はできません。

申請者は、補助金の交付申請前に、「暴力団排除に関する誓約」の内容を必ず確認しなければなりません。申請者が「暴力団排除に関する誓約」に違反した場合は、交付決定を取り消します。

また、法人(地方公共団体を除く)の場合は、センターの指定様式の役員名簿の提出が必要です。

☞ 「暴力団排除に関する誓約」は、(添付2)参照

(参考)当補助金に適用される税法上の扱い

○当補助金は、所得税法第42条「国庫補助金等の総収入金額不算入」又は法人税法第42条「国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入」の規定を適用することが可能です。
具体的な処理方法については、税務署、税理士等にご相談下さい。

(添付1) 補助金の交付を受けて取得した取得財産の管理規程

((経産省事業) 業務実施細則 別表4)

((環境省事業) 業務実施細則 別表5)

令和2年度第3次補正予算クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金 及び 令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 管理規程

1. 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けて取得した電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、外部給電器及びV2H充放電設備(以下「取得財産等」という。)について、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的である二酸化炭素の排出抑制や石油依存度の低減並びに災害時の電気自動車等の外部給電機能の活用促進によるレジリンスの向上に貢献することに沿って使用しなければならない。
2. 補助金の交付を受けた者は、取得財産等について、センターの定める様式の取得財産等管理台帳・取得財産等明細表を備え、管理しなければならない。
3. 補助金の交付を受けた者は、センターが定める取得財産等の処分を制限する期間においては、取得財産等を処分してはならない。
取得財産等の処分とは、譲渡、交換、貸し付け(リース事業者を除く)、廃棄又は担保に供すること等の補助金の交付目的に反する行為をいう。
取得財産等の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数を勘案して、業務実施細則に定める期間とする。
4. 補助金の交付を受けた者は、業務実施細則に定められた期間内において、取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめセンターの定める様式の財産処分承認申請書をセンターに提出し、承認を受けなければならない。
センターが取得財産等の処分を承認する場合においても、取得財産等の処分の目的、事由によっては、補助金の全部又は一部の返納を求める場合がある。
また、センターの承認を得ずに、取得財産等の処分を行ったことが判明した場合は、補助金の全部の返納を求める場合がある。
5. 補助金の交付を受けた者が、取得財産等の処分制限期間内に取得財産等を処分した場合で、取得財産等の処分によって、補助金の交付を受けた者に収入があるとセンターが認めるときには、センターは、補助金の交付を受けた者に対して、期限を付してその収入の全部又は一部についてセンターへの納付を命ずることができる。
6. センターは、補助金の交付を受けた者に補助金の返納を求めた場合には、その者からの新しい交付申請に対する補助金の交付については、補助金の返納が完了したことを確認するまで拒否することができる。

(添付2) 暴力団排除に関する誓約

(交付規程 第4条 第6条 第13条 第19条)

私(個人である場合はその者、企業である場合は当社、団体である場合は当団体)は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においても、下記の事項について誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、私が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 私は、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)ではありません。かつ、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではありません。
- (2) 私の法人の役員等(法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)は、暴力団員ではありません。
- (3) 私及び私の法人の役員等は、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しません。
- (4) 私及び私の法人の役員等は、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しません。
- (5) 私及び私の法人の役員等は、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を持ちません。

I-2 補助金申請から交付までの流れ

外部給電器の発注/V2H充放電設備の発注及び工事開始を申請受付開始日(令和3年3月26日)以降に行う場合(A)と、3月25日までに発注や納品/工事などが完了している場合(B)で、流れが異なります。

A 申請受付開始日(令和3年3月26日)以降に外部給電器の発注/V2H充放電設備の発注及び工事開始を行う場合、または車両のみの申請の場合

: センター

: 申請者

1. 補助対象車両の購入・リースと登録・届出 / 設備の設置工事・購入見積

- ▶ 購入した補助対象車両は、補助金交付申請の前に、登録(軽自動車等は届出)と車両代金全額の支払いを完了、又は全額支払いの手続きを完了させて下さい。
- ▶ 外部給電器やV2H充放電設備の申請がある場合は、補助金交付申請の前に、設置工事や購入の見積を完了させて下さい。

2. 補助金交付申請書類の提出

- ▶ 補助金の交付を申請する車両1台ごとに補助金交付申請書及び定められた書類を添付して提出下さい(外部給電器/V2H充放電設備の申請がある場合、その必要書類も同時に提出)。
- ▶ 提出期限:
 - ・車両登録(届出)が令和3年4月30日以前:令和3年5月31日まで(消印有効)。
 - ・車両登録(届出)が令和3年5月1日以降:原則、車両登録(届出)日から30日以内(消印有効)。
→詳細はI-1(1)参照。
- ▶ 申請書類は、郵便か宅配便で送付して下さい。持ち込みによる受付はいたしません。

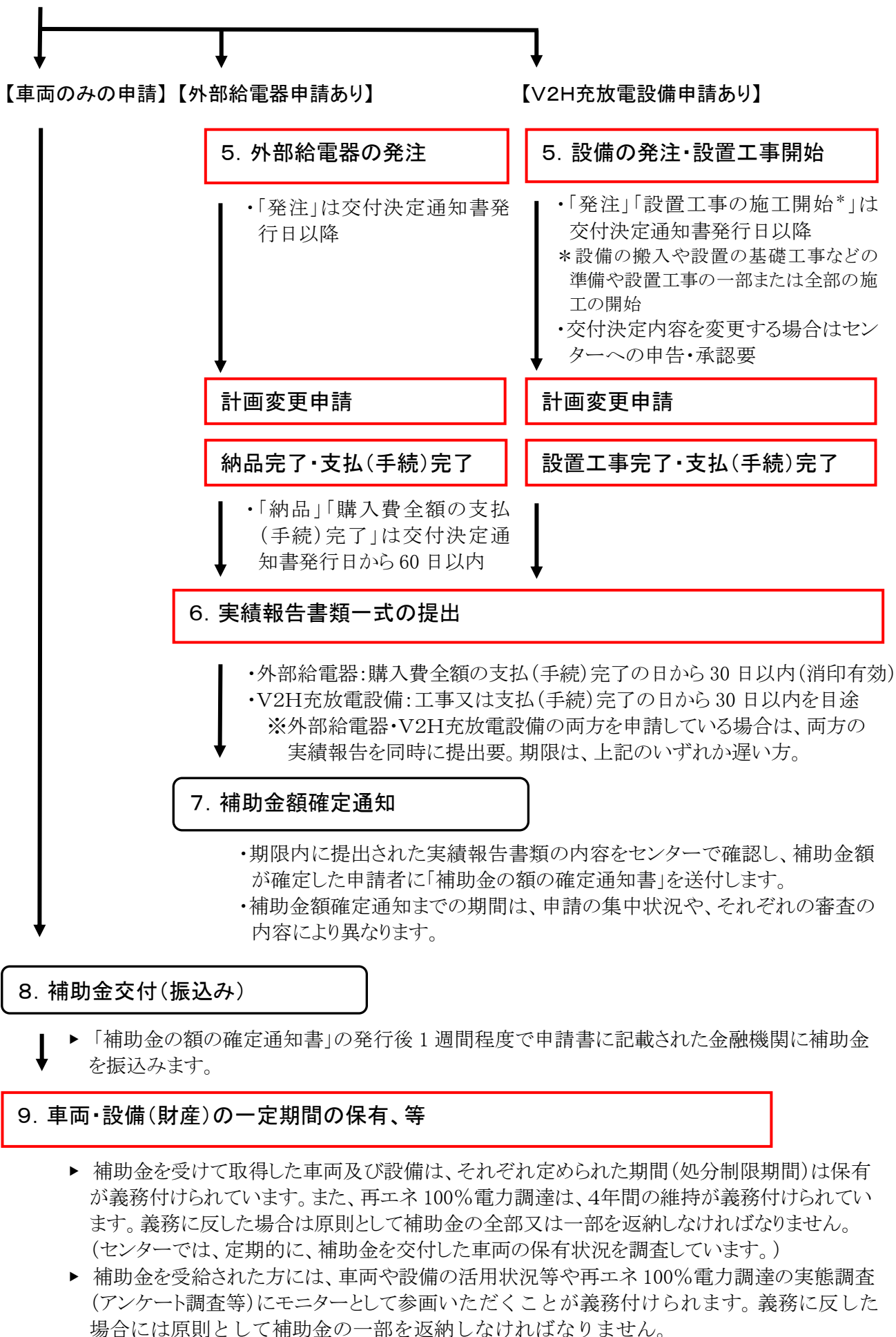
3. 補助金交付申請書類の審査

- ▶ 申請書類が、適正なものか、応募要件を満たしているか等を審査します。
- ▶ 大量の申請を順次審査しておりますので、期間は概ね2ヶ月程度かかります。(申請受付開始当初等で申請が集中した場合はさらにかかるとも場合があります。)
☆(注意)審査状況についてのお電話での問い合わせはご遠慮下さい。

4. 補助金交付決定

- ▶ 審査の結果、交付が決定した補助金申請者に通知します(車両のみの申請の場合、補助金の確定金額も同時に通知)。

※以下、外部給電器やV2H充電設備の申請の有無により異なります。



B 申請受付開始前日(令和3年3月25日)までに車両登録(届出)及び外部給電器の発注・納品/V2H充放電設備の発注・工事が完了している場合(特例措置)

1. 補助対象車両の購入・リースと登録・届出
外部給電器の納品完了・支払(手続)完了
V2H充放電設備の設置工事完了・支払(手続)完了

: センター

: 申請者

(申請受付開始前日(令和3年3月25日)まで)

※上記までに発注/工事開始しているが納品や工事が完了していない場合は、個別に e-mail 等でお問い合わせください。

2. 特例措置による申請(補助金交付申請書・実績報告書類一式の提出)

- ▶ 補助金の交付を申請する車両1台ごとに、補助金交付申請書及び必要書類に合わせ、外部給電器/V2H充放電設備の実績報告に必要な書類を一括して提出して下さい。
- ▶ 申請受付開始(令和3年3月26日)後速やかに提出して下さい。
最終期限: 令和3年5月31日まで(消印有効)
- ▶ 書類は、郵便か宅配便で送付して下さい。持ち込みによる受付はいたしません。

3. 補助金交付申請書類の審査

- ▶ 申請書類/実績報告書類が、適正なものか、応募要件を満たしているか等を審査します。
 - ▶ 大量の申請を順次審査しておりますので、期間は概ね2ヶ月程度かかります。
(申請受付開始当初等で申請書類が集中した場合はさらにかかるとも場合があります。)
- ☆(注意) 審査状況についてのお電話での問い合わせはご遠慮下さい。

4. 補助金交付決定

- ▶ 審査の結果、交付が決定した補助金申請者に通知します(補助金の確定金額も同時に通知)。

5. 補助金交付(振込み)

- ▶ 「補助金の額の確定通知書」の発行後1週間程度で申請書に記載された金融機関に補助金を振込みます。

6. 車両・設備(財産)の一定期間の保有、等

- ▶ 補助金を受けて取得した車両及び設備は、それぞれ定められた期間(処分制限期間)は保有が義務付けられています。また、再エネ100%電力調達は、4年間の維持が義務付けられています。義務に反した場合は原則として補助金の全部又は一部を返納しなければなりません。
(センターでは、定期的に、補助金を交付した車両の保有状況を調査しています。)
- ▶ 補助金を受給された方には、車両や設備の活用状況等や再エネ100%電力調達の実態調査(アンケート調査等)にモニターとして参画いただくことが義務付けられます。義務に反した場合には原則として補助金の一部を返納しなければなりません。

I-3 車両申請に関する重要ポイント

補助対象車両の購入・リースと登録・届出

(1)補助対象車両は、センターが承認した車種のみです。

補助対象車両は随時更新されますので、最新情報はセンターのホームページで確認して下さい。

(2)補助対象車両としてセンターが承認した車種でも、以下の場合には補助対象になりません。

- 既に補助金の交付を受けた車両。補助金の交付は車両ごとに1回限りです。
- 自動車検査証の自家用・事業用別の欄が「事業用」の車両。補助金交付は「自家用」に限ります。
- 地方公共団体及び地方公共団体が出資する法人が所有もしくは使用する塵芥車。
- 中古の輸入車は日本では初度登録でも補助金交付対象外です。

(3)補助金交付申請者と車検証上の所有者・使用者は補助対象車両の購入形態別に以下の通りであることが必要です。

購入形態	申請者	車検証上の所有者・使用者	
		所有者	使用者
①車両販売会社から購入	車両購入者	車両購入者(申請者)	車両購入者(申請者)
②所有権留保付ローン購入	車両購入者	車両販売会社 又はローン会社	車両購入者 (申請者)
③リース車の貸与	車両の借受人 (契約者)	リース会社	車両の借受人(契約者)

☆(注意) 手形による購入の場合は、補助金の交付はできません。

☆(注意) 自動車販売を営む法人は、申請できる車両に制限があります。☞ 詳細は 注1) 参照。

注1) 自動車販売業者の申請車両制限

④自動車販売を営む全ての法人に対する制限

✖ 展示車、試乗車等の販売促進活動で使用される車両は申請できません。

⑤自動車販売を営む法人のうち、特に以下の①②の両方に該当する法人に対する制限
(下記の①または②の一方のみ該当する自動車販売業者は、⑤の制限は受けません)

- ①直近の会計年度の総売上に占める新車販売売上の比率が15%超である
- ②直近の会計年度における新車販売台数が20台超である

✖ 当該法人が、補助金交付申請をしようとする車両(当該車両)と同一名称の車両について、当該車両の初度登録日を起点に、その前一年以内に販売している場合、あるいはその後一年以内に販売する予定がある場合は申請できません。

☆(注意) 当制限の対象となる車両は、車検証上の所有者が自動車販売業者(法人)である車両及びリース車両で自動車販売業者(法人)が使用者である車両です。

J-クレジット制度について

- 個人が購入する電気自動車の場合は、CO₂排出削減量のクレジット化を推進するJ-クレジット事業を実施する「J-グリーン・リンケージ倶楽部」への入会が必要で、入会手続きはセンターが行います。

【入会手続きの流れ】

☞ J-クレジット制度の詳細は 注2) 参照

- 補助金交付申請書で入会の同意をいただきますと、補助金交付決定時にセンターから送付する「補助金交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書」の下段に「J-グリーン・リンケージ倶楽部」に入会されたことも記載します。
- 入会者(補助金交付申請者)の情報を「J-グリーン・リンケージ倶楽部」へ提供します。(個人情報 は厳重に管理されます)
提供する個人情報は、氏名、住所、電話番号、車両名、型式、車両登録番号、車台番号、燃費(電費 km/kWh)、登録年月日、購入価格、補助金交付額です。
- 後日、「J-グリーン・リンケージ倶楽部」の事務局から、ご協力依頼の連絡があります。

☆(注意) CO₂排出削減事業を行う他の団体に入会する場合や補助金交付申請者自らがCO₂排出削減事業を行う場合には、入会の必要はありません。

☆(注意) 電気自動車でも型式が「不明」となっている車種、原動機付自転車、側車付二輪車は入会の必要はありません。

注2) J-クレジット制度について

J-クレジット制度とは、二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガスに関して、省エネルギー機器の導入による排出削減量、森林経営などによる吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。個々の電気自動車購入者が入会手続きをすることは煩雑なのでセンターでまとめて入会し、国としての温室効果ガスの排出削減としてクレジット化され、売却されます。購入者には還元されません。センターが指定するJ-クレジット事業実施団体は、「J-グリーン・リンケージ倶楽部」です。

車両(財産)の一定期間の保有義務

- 補助金を受けたクリーンエネルギー自動車(「取得財産等」という)は、原則として、定められた期間(初度登録(届出)日から4年又は3年)は保有が義務付けられます。(この期間を「処分制限期間」といいます)
- やむを得ず、処分制限期間中に取得財産等の処分をする場合は、事前に手続きが必要です。また、補助金の返納が必要となります。

☞ 取得財産等の処分制限期間は、(添付2) 参照

☞ 手続きの詳細は、「Ⅲ. 計画変更・財産処分等の手続き」を参照

【取得財産等の処分に該当する行為】

補助金の目的は、クリーンエネルギー自動車の利用によって、地球温暖化の原因とされるCO₂や大気汚染の原因となる有害な排出ガスの排出量低減に貢献することです。

これに反する以下の行為は取得財産等の処分に該当する行為となります。

①補助金の目的に反する使用 ②譲渡(売却) ③交換 ④貸付 ⑤廃棄 ⑥担保に供すること

- センターでは、補助金を交付した車両の保有状況を定期的に調査しています。センターの承認を得ずに、処分制限期間内に取得財産等の処分を行ったことが判明した場合は、補助金の全額返納を求めることがあります。

補助金額の算定方法

●補助金額は、購入価格には関係なく、クリーンエネルギー自動車の区分ごとに定められた方法で算定し、車種・グレードごとに定額（千円単位）です。算定金額が15千円未満となる車両には補助金交付はありません。また、クリーンエネルギー自動車の区分ごとに上限額があります。

（参考）クリーンエネルギー自動車の区分ごとの補助金額算定方法

①経産省事業

車両区分	補助対象経費	補助率	補助金上限額
①電気自動車 (燃料電池自動車及び超小型モビリティを除く)	《普通自動車3ナンバー》 $B1 \times C \times \text{電費性能} \times 3/2$	1/1 以内	600 千円
	《3ナンバー以外、小型・軽自動車》 一充電走行距離 $\times B2 \times 3/2$		
②プラグインハイブリッド自動車 (EV 走行換算距離(WLTC)が40km以上の車両に限る)	$200 \text{ 千円} \times \text{電費性能} \times 3/2$	1/1 以内	300 千円
③燃料電池自動車	$(A-D) \times 2/3 + 250 \text{ 千円}$	1/1 以内	2,500 千円
④超小型モビリティ	定額補助+100 千円	—	300 千円

②環境省事業

車両区分	補助対象経費	補助率	補助金上限額
①電気自動車 (燃料電池自動車を除く)	《普通自動車3ナンバー》 $B1 \times C \times \text{電費性能} \times 2/1$	1/1 以内	800 千円
	《3ナンバー以外、小型・軽自動車》 一充電走行距離 $\times B2 \times 2/1$		
②プラグインハイブリッド自動車 (EV 走行換算距離(WLTC)が40km以上の車両に限る)	$200 \text{ 千円} \times \text{電費性能} \times 2/1$	1/1 以内	400 千円
③燃料電池自動車	$(A-D) \times 2/3 + 250 \text{ 千円}$	1/1 以内	2,500 千円

A: 車両本体価格(税抜)

B1: 一充電走行距離 1km 当たりの補助単価(2 千円/km)

B2: 一充電走行距離 1km 当たりの補助単価(1 千円/km)

C: (一充電走行距離) - (160)km

D: 基準額(クリーンエネルギー自動車と同種・同格のガソリン自動車(ベース車両)の価格)

電費性能: 別に定めた値

定額補助: 超小型モビリティは 200 千円

(添付1) 銘柄ごとの補助金交付額

【電気自動車】

メーカー名・車名	型式	定価 (円)	補助金交付額(千円)		
			経産省 事業対象	環境省 事業対象	
アウディ e-Tron	50 quattro	8,481,819	—	463	
	50 quattro advanced	9,718,182	—	463	
	50 quattro S line	10,072,728	—	463	
	Sportback 50 quattro S line	10,390,910	—	499	
	Sportback 55 S line 1st edition	12,063,637	—	704	
	Sportback 55 S line 1st edition (パーチャルエクステリアミラー装着車)	12,236,364	—	704	
ジャガー I-PACE	S	8,872,727	—	800	
	SE	9,845,455	—	800	
	HSE	10,754,545	—	800	
	S エアサスペンション	9,090,909	—	800	
	SE エアサスペンション	10,063,636	—	800	
	HSE エアサスペンション	10,972,727	—	800	
テスラ モデル 3	RWD スタンダードレンジプラス	ZAA-3L13	3,900,000	—	800
	AWD ロングレンジ	ZAA-3L23	4,536,364	—	800
	AWD パフォーマンス	ZAA-3L23P	6,520,910	—	800
テスラ モデル S	Model S-3D1-L2S-87	不明	8,682,728	—	800
	Model S-3D1-L1S-87	不明	10,864,546	—	800
テスラ モデル X	Model X-3D1-L2S-87	不明	9,635,455	—	800
	Model X-3D1-L1S-87	不明	11,817,273	—	800
日産 リーフ	S	3,024,000	552	736	
	X	3,472,000	552	736	
	X 10万台記念車	3,433,000	552	736	
	X V セレクション	3,688,000	552	736	
	G	3,809,000	552	736	
	NISMO	3,904,000	361	481	
	e+ X	4,010,000	600	800	
	e+ G	4,544,000	600	800	
	AUTECH(20モデル)	3,722,000	511	682	
	e+ AUTECH(20モデル)	4,260,000	600	800	
	AUTECH(19モデル)	3,640,000	511	682	
	e+ AUTECH(19モデル)	4,104,000	600	800	
BMW i3	Edition Joy+	ZAA-8P00	4,590,909	—	800
			5,145,455	—	800
PSA PEUGEOT e-208	Allure	ZAA-P21ZK01	3,571,818	—	672
	GT		3,872,727	—	672
	GT line		3,845,455	—	672
PSA PEUGEOT e-2008	Allure	ZAA-P24ZK01	3,918,182	—	573
	GT		4,272,727	—	573
	GT line		4,254,545	—	573
PSA DS 3 CROSSBACK E-TENSE	Grand Chic		4,854,545	—	636
ポルシェTaycan(タイカン)	4S(79.2kWh)	ZAA-J1MB	13,164,545	—	647
	4S(93.4kWh)		14,151,818	—	771
	Turbo	ZAA-J1MC	18,391,818	—	750
	Turbo S	ZAA-J1MD	22,310,000	—	650
ホンダ Honda e		ZAA-ZC7	4,100,000	496	661
	Advance		4,500,000	379	505

普通自動車

メーカー名・車名			型式	定価 (円)	補助金交付額(千円)	
					経産省 事業対象	環境省 事業対象
普通自動車	マツダ MX-30	EV	ZAA-DRH3P	4,100,000	—	466
		EV Basic Set		4,170,000	—	466
		EV Highest Set		4,500,000	—	466
	メルセデス・ベンツ EQC	400 4MATIC(類別0134/0154)	ZAA-293890	9,818,182	—	735
		400 4MATIC(類別0034)		9,818,182	—	690
		Edition 1886(類別0034)		10,909,091	—	690
レクサス UX 300e	Version C	ZAA-KMA10	5,272,727	600	800	
	Version L		5,772,727	600	800	
小型・軽自動車	FOMMONE		不明	2,500,000	—	265
	三菱 i-MiEV	X	ZAA-HD4W	2,730,000	196	262
	三菱ミニキャブミーブ	CD(16.0kWh)4人	ZAB-U68V	2,230,000	180	240
		CD(16.0kWh)2人		2,210,000	180	240
	トヨタ C+pod	G	ZAZ-RMV12	1,560,000	300	300
X		ZAZ-RMV12	1,500,000	300	300	

【プラグインハイブリッド自動車】

メーカー名・車名			型式	定価 (円)	補助金交付額(千円)	
					経産省 事業対象	環境省 事業対象
普通自動車	FCA ジープ レネゲード	リミテッド	7LA-BV13	4,980,000	—	395
		トレイルホーク		5,030,000	—	395
	トヨタ プリウス PHV	S	6LA-ZVW52	3,011,818	300	400
		S“セーフティパッケージ”		3,085,455	300	400
		S“ナビパッケージ”		3,459,091	300	400
		S“GR SPORT”		3,429,091	300	400
		S“ナビパッケージ・GR SPORT”		3,870,909	300	400
		A		3,286,364	300	400
		A“ナビパッケージ”		3,679,091	300	400
		Aプレミアム		3,575,455	300	400
		Aプレミアム“ナビパッケージ”		3,992,727	300	400
		助手席回転チルトシート車 S		3,173,636	300	400
		助手席回転チルトシート車 S “ナビパッケージ”		3,620,909	300	400
		助手席回転チルトシート車 S“セーフティパッ ッケージ”		3,247,273	300	400
		トヨタ プリウス PHV (2017年1月6日以降 生産の車両含む)		S	DLA-ZVW52	2,943,000
	S“セーフティパッケージ”		3,042,000	300		400
	S“Safety Plus”		3,079,000	300		400
	S“ナビパッケージ”		3,390,000	300		400
	S“ナビパッケージ・Safety Plus”		3,454,000	300		400
	S“GR SPORT”		3,359,667	300		400
S“ナビパッケージ・GR SPORT”	3,801,667		300	400		
A	3,243,000		300	400		
A“ナビパッケージ”	3,636,000		300	400		
A“Utility Plus”	3,546,000		300	400		
A“レザーパッケージ”	3,765,000		300	400		
Aプレミアム	3,532,000		300	400		
Aプレミアム“ナビパッケージ”	3,950,000		300	400		
助手席回転チルトシート車S	3,105,000		300	400		

メーカー名・車名	型式	定価 (円)	補助金交付額(千円)		
			経産省 事業対象	環境省 事業対象	
トヨタ プリウス PHV (2017年1月6日以降 生産の車両含む)	助手席回転チルトシート車S“ナビパッケージ” 助手席回転チルトシート車S“セーフティパッ ッケージ”	DLA-ZVW52	3,552,000	300	400
			3,204,000	300	400
トヨタ RAV4 PHV	G G” Z” BLACK TONE	6LA-AXAP54	4,263,636	300	400
			4,536,364	300	400
			4,900,000	300	400
BMW 225xe iPerformance Active Tourer	Luxury	3LA-6Y15	4,981,818	—	349
BMW 225xe iPerformance Active Tourer	Luxury	DLA-2C15	4,981,818	—	400
	M Sport		5,172,727	—	400
BMW 330e	M Sport Edition Joy+	3LA-5X20	5,681,818	—	345
	M Sport		6,190,909	—	345
BMW 530e	Luxury Joy+	3LA-JA20PH	7,500,000	—	333
	Luxury		8,009,091	—	333
	M Sport Joy+		7,727,273	—	333
	M Sport		8,236,364	—	333
BMW 530e iPerformance	Luxury	CLA-JA20P	7,672,727	—	400
	M Sport		7,927,273	—	400
BMW 745e	Luxury Edition Joy+	3LA-7D30	10,781,818	—	379
	Luxury		11,281,818	—	379
	M Sport Edition Joy+		11,927,273	—	379
	M Sport		12,436,364	—	379
	M Sport Meisterwerk ブラック・サファイア		12,404,545	—	379
	M Sport Meisterwerk ルビー・レッド		12,982,727	—	379
BMW 745Le xDrive	M Sport Meisterwerk スピード・イエロー	3LA-7W30	13,150,909	—	379
	Excellence Edition Joy+		14,072,727	—	258
	Excellence		14,581,818	—	258
	M Sport Edition Joy+		14,072,727	—	258
BMW X3 xDrive 30e	M Sport	3LA-TS20	14,581,818	—	258
	xLine Edition Joy+		7,072,727	—	296
	xLine		7,572,727	—	296
	M Sport Edition Joy+		7,100,000	—	296
BMW X5 xDrive 45e	M Sport	3LA-TA30	7,600,000	—	296
	Standard		9,345,455	—	252
BMW i3	M Sport	3LA-8P06	10,163,636	—	252
	レンジエクステンダー装備車 Edition Joy+		5,045,455	—	400
BMW i8	レンジエクステンダー装備車	CLA-2Z15U	5,600,000	—	400
	クーペ		19,409,090	—	379
	クーペ Ultimate Sophisto Edition		21,018,182	—	379
	ロードスター		20,690,909	—	379
PSA PEUGEOT 3008	ロードスター Ultimate Sophisto Edition	3LA-P845G06H	22,300,000	—	379
			5,136,364	—	400
PSA DS 7 CROSSBACK E-TENSE		3LA-X745G06H	6,654,545	—	392
ポルシェ Panamera 4 E-Hybrid		3LA-G2MM	13,890,909	—	263
	Sport Turismo		14,318,182	—	263
ポルシェ Panamera 4S E-Hybrid		3LA-G2MP	17,063,636	—	271
ポルシェ Panamera Turbo S E-Hybrid		3LA-G2MT	27,027,273	—	252
ポルシェ Panamera4 E-Hybrid		ALA-G2J29A	13,027,778	—	272
	Sport Turismo		14,086,112	—	272
	Executive	ALA-G2J29AX	14,157,408	—	272

普通自動車

メーカー名・車名	型式	定価 (円)	補助金交付額(千円)		
			経産省 事業対象	環境省 事業対象	
ポルシェ Panamera Turbo S E-Hybrid	Sport Turismo	ALA-G2J40A	26,212,963	—	245
	Executive		26,919,445	—	245
		ALA-G2J40AX	28,185,186	—	245
ボルボ S60	Recharge Plug-in hybrid T6 AWD Inscription Expression		6,218,182	—	339
	Recharge Plug-in hybrid T6 AWD Inscription	5LA-ZB420PT6	7,263,636	—	339
	T6 Twin Engine AWD Inscription		8,354,545	—	339
	T8 Polestar Engineered	5LA-ZB420P	7,081,818	—	322
ボルボ V60	Recharge Plug-in hybrid T6 AWD Inscription Expression	5LA-ZB420PT6	6,218,182	—	339
	Recharge Plug-in hybrid T6 AWD Inscription		7,263,636	—	339
	T8 Polestar Engineered	5LA-ZB420P	8,354,545	—	322
ボルボ V60	T6 Twin Engine AWD Momentum	5LA-ZB420PT6	6,101,852	—	339
	T6 Twin Engine AWD Inscription		7,027,778	—	339
ボルボ V90	Recharge Plug-in hybrid T8 AWD Inscription	5LA-PB420PA	9,218,182	—	331
ボルボ XC40	Recharge Plug-in hybrid T5 Inscription	5LA-XB3154XCP	5,900,000	—	326
ボルボ XC40	T5 Twin Engine Inscription	5LA-XB3154XCP	5,772,727	—	326
ボルボ XC60	T8 Polestar Engineered	5LA-UB420XCP	9,309,091	—	306
ホンダ CLARITY PHEV		6LA-ZC5	5,445,000	300	400
三菱 アウトランダー PHEV	S Edition		4,813,000	288	384
	G Premium Package		4,538,000	288	384
	G Plus Package		4,216,000	288	384
	G	5LA-GG3W	3,968,000	288	384
	G limited Edition		3,581,000	288	384
	BLACK Edition		4,062,000	288	384
	ALL BLACKS Edition		4,387,000	288	384
三菱 エクリプス クロス PHEV	P		4,070,000	288	385
	G	5LA-GL3W	3,775,000	288	385
	M		3,499,000	288	385
MINI Cooper S E Crossover ALL4		3LA-22BS15	4,636,364	—	400
MINI Cooper S E Crossover ALL4		3LA-YU15T	4,618,182	—	349
メルセデス・ベンツ C 350 e	アバンギャルド(エアサス)	5LA-205053	6,589,092	—	338
	アバンギャルド(コイルサス)	5LA-205053C	6,236,364	—	340
メルセデス・ベンツ GLC 350 e 4MATIC クーペ 類別区分0002,0004,0022,0025		5LA-253353	8,381,819	—	297
メルセデス・ベンツ GLC 350 e 4MATIC クーペ 類別区分0102,0104,0122,0124		5LA-253353	8,472,728	—	292
メルセデス・ベンツ GLC 350 e 4MATIC		5LA-253953	8,172,728	—	292
メルセデス・ベンツ E 350 e スポーツ		5LA-213053	8,136,364	—	302
メルセデス・ベンツ E 350 e アバンギャルド スポーツ		5LA-213053C	7,745,455	—	302
メルセデス・ベンツ E 350 de スポーツ		3MA-213016	8,345,455	—	318
メルセデス・ベンツ E 350 de アバンギャルド スポーツ		3MA-213016C	7,954,546	—	306
ランドローバー レンジローバー	Vogue (SWB)	5LA-LG2YE	14,090,909	—	193
	Autobiography (SWB)		16,645,455	—	193
	Vogue (LWB)		14,690,909	—	193
	Autobiography (LWB)	5LA-LGL2YE	17,163,636	—	193
	SVAutobiography (LWB)		26,872,727	—	193
ランドローバー レンジローバー スポー ツ	HSE		11,072,727	—	216
	HSE Dynamic	5LA-LW2YC	11,600,000	—	216
	Autobiography Dynamic		12,281,818	—	216

普通自動車

【燃料電池自動車】

メーカー名・車名		型式	定価 (円)	補助金交付額(千円)	
				経産省 事業対象	環境省 事業対象
FCV	トヨタ MIRAI	G	6,454,545	1,403	1,403
		G“A package”	6,681,818	1,403	1,403
		G“Executive package”	6,863,636	1,403	1,403
		Z	7,181,818	1,403	1,403
		Z“Executive package”	7,318,181	1,403	1,403
		Z“Advanced Drive”	7,681,818	1,403	1,403
		Z“Executive package Advanced Drive”	7,818,182	1,403	1,403
	トヨタ MIRAI	ZBA-JPD10	6,736,000	2,270	2,270
	ヒュンダイ ネット	ZBA-FE120	7,062,091	—	2,355
	ホンダ CLARITY FUEL CELL	ZBA-ZC4	7,124,000	2,330	2,330

(添付2) 取得財産等の処分を制限する期間

((経産省事業) 業務実施細則 別表5)

((環境省事業) 業務実施細則 別表6)

【クリーンエネルギー自動車】

下表に該当しない車両の場合は、個別に判断する。

種類	自家用車両※1		貸自動車業用車両※2	
	区分	処分制限 期間	区分	処分制限 期間
乗 用 車	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車のもの。	4年	総排気量2ℓ超のもの。総排気量がないものは、道路運送車両法上の自動車の種別が普通自動車のもの。	4年
			総排気量2ℓ以下のもの。総排気量がないものは、道路運送車両法の自動車の種別が小型自動車のもの。	3年
貨 物 車	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車で、積載量2トン超のもの	4年	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車で、積載量2トン超のもの	4年
	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車で、積載量2トン以下のもの	4年	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車で、積載量2トン以下のもの	3年
車 い す 移 動 車	道路運送車両法上の自動車の種別が普通自動車のもの。	4年	道路運送車両法上の自動車の種別が普通自動車のもの。	4年
	道路運送車両法上の自動車の種別が小型自動車のもの。	3年	道路運送車両法上の自動車の種別が小型自動車のもの。	3年
軽 自 動 車	道路運送車両法上の自動車の種別が軽自動車のもの。 (除く側車付二輪自動車)	4年	道路運送車両法上の自動車の種別が軽自動車のもの。 (除く側車付二輪自動車)	3年

※1 自家用車両とは、いわゆる白ナンバー車両。

※2 貸自動車業用車両とは、いわゆるレンタカー用車両。リース用車両ではない。

Ⅱ. 申請者別補助金交付申請手続き(全般・車両)

本章には、全ての申請に共通の手続きである、「補助金交付申請」についてまとめてあります。外部給電器/V2H充放電設備とセットで申請される場合の手続きは、本章に合わせ、外部給電器/V2H充放電設備の申請手続き(別ファイル)もご確認ください。

A 車両のみの申請の場合、又は外部給電器の発注/V2H充放電設備の発注及び工事開始を申請受付開始日(令和3年3月26日)以降に行う場合

Ⅱ-1. 【環境省事業のみ】地方公共団体・その他の法人等による申請

1. 必要書類一覧

必要書類		詳細説明 参照ページ	書類様式
(1)	補助金交付申請書	23	様式1
(2)	申請者の確認書類	24	様式8
(3)	申請車両の確認書類	24	—
(4)	車両代金の支払い確認書類	25	—
(5)	車名および購入価格の確認書類	25	—
(6)	【下取車がある場合】 下取価格が車両代金の一部に充当されたことの確認書類	25	様式4
(7)	【車両のみの申請の場合】 ※外部給電器/V2H充放電設備の申請がある場合は、実績報告時に提出補助金を受けた車両(取得財産等)の管理のための書類	25	様式11
(8)	型式が「不明」となっている車両の仕様確認書類	26	—
(9)	再エネ100%電力調達の維持を確認する書類	26	—
(10)	【外部給電器の申請がある場合】交付申請書類一式	外部給電器 申請手続き参照	
(11)	【V2H充放電設備の申請がある場合】	こちらを参照	

- ☞ センターが様式を指定する書類は、センターのホームページからダウンロードしてお使い下さい。
- ☞ 添付する複写(コピー)は、片面コピーで、A4サイズでお願いします。
- ☞ 申請書類の送付は、以下の宛先をお願いします。

〒135-0024
 東京都江東区清澄1丁目5-1
 清澄営業所
 一般社団法人 次世代自動車振興センター
 令和2年度補正 CEV 補助金受付窓口 申請書係

※計画変更、財産処分手続きの送付先については、それぞれの申請要領でご確認ください。

2. 必要書類の詳細説明

(1) 補助金交付申請書

- 補助金交付申請書(様式 1)は車両1台につき1部を提出して下さい
 <申請書は5枚で1セットです。5枚全部ご提出下さい>

記入項目	留意事項
1. 申請項目に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・該当するものに○を記入して下さい。 ・下段(「※以下、…」の下の欄)は、外部給電器/V2H 充放電設備の申請があり、該当する場合にのみ○を記入してください。
2. 申請者に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> (3)「代表者名」は代表権をお持ちの方の氏名をお願いします。 (4)「法人番号」は国税庁から指定されている法人番号(13桁)を記入して下さい。 ☆(注意)法人番号は、登記簿等に記録された会社法人等番号(12桁)の頭にひと桁の数字を付して13桁にしたものです。 ☆(注意)申請者への補助金交付等に関する情報が、国の gBizINFO サイトにて公表されます。 (5) (6) (7) 車両購入者の連絡先を正確に記入して下さい。 注) 車両販売会社の連絡先ではありません。 (9) (中小企業のみ記入) 業種を①～④から選択するとともに、資本金、従業員数、業種を記入してください。
3. 補助金額に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・車両の交付申請額を I-4(1)から転記してください。 ・外部給電器、V2H充放電設備の申請がある場合は、交付申請額をそれぞれ II-3(1)、III-3(1)、III-4エ から転記してください。
4. 再エネ100%電力に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・該当する手法を選択(複数選択可)の上、必要事項を記入してください。
5. 補助金振込先に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・車両のみの申請の場合のみ記入してください(外部給電器/V2H充放電設備の申請がある場合は、実績報告書においてご記入いただきます)。 ・口座名義は、申請者名義の口座として下さい。フリガナも必ず記入して下さい。(「2.申請者に関する事項」の「(2)氏名又は法人名」と同一の名義。代表者等の個人名の口座には振込めません) ・記載ミスにより振込みができないケースが多くあります。振込先を確認できる通帳のコピーを添付して下さい。
6. 申請に関する誓約	<ul style="list-style-type: none"> ・よく読んで全てに同意の上、□部分(5箇所)につき■を選択してください。
I-1. 車両に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 該当する□部分につき■を選択してください。 (2) (3) (7) 自動車検査証に記載されている通りに記入して下さい。車名・グレード欄は、I-3(添付1)「銘柄ごとの補助金交付額」の通りに記入して下さい。「外部給電機能」「車載コンセント」欄:申請車両の装備に応じて記入してください。

	(5) (6) 下取車の有無の該当する□部分につき■を選択してください。有の場合は入庫日を記入してください。(下取入庫証明書が必要になります。) (8) 車検証の所有者に該当する□部分につき■を選択してください。 (9) 車検証の使用者の住所を記入してください。 (10) 車検証の使用の本拠の位置を記入してください。「***」の場合は、「記載なし」と記入してください。
I-2. J-クレジット事業への参加	・地方公共団体・法人等は対象外です。(1)の欄の「いいえ」の□部分につき■を選択してください。
I-3. 販売会社に関する事項	・車両を購入する販売会社の正式名称を正確に記入してください。
I-4. 補助金額に関する事項	(1)補助金申請額、購入価格を記入してください(I-3(添付1)「銘柄ごとの補助金交付額」参照)。 (2)実際に購入した車両本体(付属品・諸費用を除く)の税抜価格を記入して下さい(値引きがあった場合は値引き後の税抜価格を記入して下さい)。
II. 外部給電器に関する事項	外部給電器申請手続き参照
III. V2H充放電設備に関する事項	こちらを参照

(2) 申請者を確認する書類

◎ 申請者が地方公共団体以外の法人

➤ 申請者が確認できる下記書類。発行後3ヶ月以内のもの。

複写したもので可。

- 商業登記簿の全部事項証明書(履歴事項証明書又は現在事項証明書)の写し

➤ センターが指定する様式(様式8)の役員名簿

・様式8に記載された(注)を確認後、全項目を記入して下さい。

☆(注意) ・申請者は、補助金の交付申請前に、「暴力団排除に関する誓約」の内容を必ず確認しなければなりません。

☞ 「暴力団排除に関する誓約」は、I-1(添付2)参照

・申請者が地方公共団体の場合は、申請者を確認する書類は不要です。

(3) 申請車両を確認する書類

➤ 自動車検査証の写し

※運輸支局長印のあるもの。「登録事項等通知書」は無効。

➤ 上記書類における申請車両の「所有者」名と「使用者」名は、申請者名(申請書の1-(2)氏名又は法人名)と同一であることが必要です。

➤ ただし、以下の場合は、例外として認めます。

○リース契約又は所有権留保付ローン購入で、申請車両の「所有者」が、リース会社、販売会社又はファイナンス会社となっている場合。

この場合は、申請者が申請車両の「使用者」であることを確認できる下記のいずれかの書類の提出が必要です。複写したもので可。

(リース契約の場合)

- リース契約書の写し<申込書は不可>

(所有権留保付ローン購入の場合)

- 保管場所標章番号通知書
- 使用者が契約者となっている任意自動車保険契約書(自賠責保険は不可)
- 申請者が契約者となっているローン契約書(申込書は不可)

(4) **車両代金の支払いを確認する書類**

- 車両代金の全額分の支払いが確認できる支払証憑。複写したもので可。

【支払証憑の例】

- 申請者宛ての領収証(領収証(控)は不可)
- (銀行振込み等で領収証が無い場合) 銀行発行の振込み証明書(振込金受取書等)
- (所有権留保付ローン購入の場合) 車両販売会社からクレジット会社宛ての領収証
但し、併記等により申請者の氏名が明記されていることが必要です。

☆(注意)

- 車両代金の全額分に相当する領収証が複数枚に分かれる場合は、複数枚の領収証の複写を提出して下さい。
 - 入金証明書の類は領収証として扱えません。
- (上記が提出できない場合)車両代金の全額分支払いの手続きが完了したことを確認出来るもの。複写したもので可。
 - 申請者が契約者となっているローンの契約書<申込書は不可>及びローン会社が販売店の債権を保証する書面
 - リースの場合、リース契約書の写し<申込書は不可>

(5) **車名および購入価格の確認書類**

- 車名・グレード及び購入価格が明示されている書類。複写したもので可。
(申請者が車両購入者となっている注文書、請求書、契約書等)
- メーカーオプションで外部給電機能又は車載コンセントを装着した場合は、注文書等にその旨の記載があること。

(6) **【下取車がある場合】下取価格が車両代金の一部に充当されたことの確認書類**

- 下取車の下取代金を車両代金の一部に充当した場合は、車両販売会社が記入した「下取車入庫証明書」(様式4)を提出して下さい。

☆(注意)

- 下取車が過去にクリーンエネルギー自動車の補助金を受領している場合で、処分制限期間内に売却等の処分をする場合は、事前に財産処分の手続きをし補助金返納が必要になります。
- 「下取車入庫証明書」(様式4)には、査定士の登録番号を記入して下さい。
- 車両購入の注文書、請求書、契約書等に当該下取車の明細が記載してあることが必要です。

(7) **【車両のみの申請の場合】補助金を受けた車両(取得財産等)の管理のための書類**

- センターが指定する「取得財産等管理台帳・取得財産等明細表」(様式 11)を提出して下さい。
補助金を受けた車両は、4年又は3年の保有義務期間(処分制限期間)があり、その間は、当書類を備え付け、管理しなければなりません。

☞ 処分制限期間は、I-3(添付2)参照

- 本書類は、車両のみの申請の場合にのみ交付申請時に提出して下さい。外部給電器/V2H充

放電設備の申請がある場合は、実績報告時に、車両と外部給電器/V2H充放電設備の両方を記入し提出して下さい。

(8) 型式が「不明」となっている車両の仕様確認書類

- 申請車両の型式が「不明」となっている車両の場合、その仕様が事前に承認を受けている補助対象車両と同一であることを証するメーカー又はメーカーの委託を受けた輸入事業者発行の確認書が必要です。

(9) 再エネ 100%電力調達の維持を確認する書類

- 「再エネ 100%電力調達」については、原則として以下の3つの手法により使用電力を再エネ比率 100%にさせていただく必要があります。これらの手法を組み合わせると再エネ 100%達成も可能です。
 - 【手法1】自家発電
 - 【手法2】再エネ電力メニューの購入
 - 【手法3】再エネ電力証書の購入

※詳細は、環境省ホームページでご確認ください。

申請方法のわかりやすい解説(個人向け)
<まずはこちらをお読みください>

http://www.env.go.jp/air/saiene/saiene_kojin.pdf

(再エネ 100%電力調達要件の解説)
 (環境省事業トップページ)

http://www.env.go.jp/air/saiene/saiene_kaisetsu.pdf

http://www.env.go.jp/air/post_56.html

再エネ 100%電力要件、補助事業の概要に関するお問合せ窓口(環境省)

環境省 令和2年度第3次補正予算
 EV 等補助事業 問合せ窓口
 TEL: 03-6627-6486

【4年間のモニタリング調査へのご対応におおすすめの再エネ調達手法】

【手法1】や【手法3】単独での申請も可能ですが、再エネ 100%での電力調達を維持いただくために、4年間のモニタリング調査において、電力消費量に対する再エネ発電量や証書購入量を確認し、不足分がある場合は追加で対応いただきます。予め【手法2】と組み合わせると【手法1】や【手法3】を申請いただくことで、毎年の発電量等の不足分について、追加で証書購入いただくなどの対応が不要となります。

※手法を組み合わせた場合は、補助金申請時とモニタリング調査において、いずれの手法の必要書類も提出いただくことになります。

【申請に必要な交付申請書様式】

- 上記三つの手法の選択と組合せにより、必要書類が異なります。補助金交付申請書(様式1)では、代表的なパターンとして、「手法2のみ」及び「手法1+手法2の組合せ」の二通りのパターンに対応した記入欄を設けてあります。これ以外のパターンの場合は、それぞれ、補助金交付申請書(別紙)も合わせて提出していただきます。

パターン	必要な申請書様式
手法2のみ	様式1のみ
手法1+手法2の組合せ	
手法1のみ	様式1+様式1(別紙1)
手法3のみ	様式1+様式1(別紙2)
手法1+手法3の組合せ	様式1+様式1(別紙3)
手法2+手法3の組合せ	様式1+様式1(別紙4)
手法1+手法2+手法3の組合せ	様式1+様式1(別紙5)

【申請に必要な添付書類】

- 上記手法の選択と組合せにより、必要な添付書類が異なります。代表的なパターンとして、「手法2のみ」及び「手法1＋手法2の組合せ」「手法3のみ」の場合の必要書類について、(添付) (P37) をご参照ください。

【再エネ 100%電力調達の申請に関するお問い合わせについて】

環境省のホームページや、当センターホームページ、「よくあるご質問」記載の内容をご覧頂いても不明な点がある場合は、下記に e-mail でご連絡ください(回答に正確性を確保するため、メールでのお問合せに限定させていただきます)。

E-mail: saiene100@cev-pc.or.jp

- ・上記の内容以外のお問合せについては、本メールでの受付は行っておりません。
- ・迅速にご回答差し上げるよう努めますが、回答の正確性を確保するためご回答までにお時間がかかることがあります。予めご了承ください。

✎書類提出にあたり、以下の点をもう一度確認下さい✎

<地方公共団体・その他の法人>

☆ 書類に不備がある場合は申請受付とはなりません。

提出期限には間に合っていますか？

【提出期限】初度登録(届出)の日から1ヶ月以内(翌月の前日)(消印有効)

例外的に、初度登録(届出)の翌々月の末日まで(消印有効)

☞提出期限は、I-1(1)参照

申請書及びその他様式に、必要事項が、もれなく記入されていますか？

申請者の名前と書類等に記載された名前は、全て一致していますか？

(補助金振込口座名義人・自動車検査証又は標識交付証明書の所有者・領収証の宛名等)

自動車検査証の所有者と使用者は一致していますか？

(一致していないことが認められるのは、リース契約又は所有権留保付きローン購入の場合のみです。)

☞II-1の2(3)参照(必要書類も同項で確認して下さい)

必要書類は全て整っていますか？

添付する複写(コピー)は、片面コピーで、A4サイズでお願いします。

◇ 補助金交付申請書(様式1) <原本>

◇ 商業登記簿の全部事項証明書の写し

◇ 役員名簿(様式8)

◇ 自動車検査証

◇ 領収証

◇ 注文書 / 請求書 / 領収額内訳明細書 <いずれか1つ>

★車両のみの申請の場合

◇取得財産等管理台帳・取得財産等明細表(様式11)

★下取車がある場合

◇下取車入庫証明書(様式4) <原本>

★型式が「不明」となっている車両の場合

◇メーカー又はメーカーの委託を受けた輸入業者発行の確認書 <原本>

★以下、申請に必要な場合

◇ 外部給電器関連書類

◇ V2H充放電設備関連書類

◇ 再エネ100%電力調達関連書類

申請する補助対象車両の保有義務期間(処分制限期間)を確認しましたか？

申請者が反社会的勢力及びそれに準ずる者でないことを「暴力団排除に関する誓約」に基づいて確認しましたか？

☞「暴力団排除に関する誓約」は、I-1(添付2)参照

II-2. 個人による申請

1. 必要書類一覧

必要書類		詳細説明 参照ページ	書類様式
(1)	補助金交付申請書	30	様式1
(2)	申請者の確認書類	31	—
(3)	申請車両の確認書類	31	—
(4)	車両代金の支払い確認書類	31	—
(5)	車名および購入価格の確認書類	32	—
(6)	【下取車がある場合】 下取価格が車両代金の一部に充当されたことの確認書類	32	様式4
(7)	【車両のみの申請の場合】 ※外部給電器/V2H充放電設備の申請がある場合は、実績報告時に提出 補助金を受けた車両(取得財産等)の管理のための書類	32	様式 11
(8)	型式が「不明」となっている車両の仕様確認書類	32	—
(9)	【環境省事業のみ】再エネ 100%電力調達の維持を確認する書類	33	—
(10)	【外部給電器の申請がある場合】交付申請書類一式	外部給電器 申請手続き参照	
(11)	【V2H充放電設備の申請がある場合】交付申請書類一式	V2H 充放電設備 申請手続き参照	

- ☞ センターが様式を指定する書類は、センターのホームページからダウンロードしてお使い下さい。
- ☞ 添付する複写(コピー)は、片面コピーで、A4サイズでお願いします。
- ☞ 申請書類の送付は、以下に記載の宛先をお願いします。

〒135-0024

東京都江東区清澄 1 丁目 5 - 1

清澄営業所

一般社団法人 次世代自動車振興センター

令和 2 年度補正 CEV 補助金受付窓口 申請書係

※計画変更、財産処分手続きの送付先については、それぞれの申請要領でご確認ください。

2. 必要書類の詳細説明

(1) 補助金交付申請書

- ▶ 補助金交付申請書(様式1)は車両1台につき1部提出して下さい。
 <申請書は5枚で1セットです。5枚全部ご提出下さい>

記入項目	留意事項
1. 申請項目に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・該当するものに○を記入して下さい。 ・下段(「※以下、…」の下の欄)は、外部給電器/V2H 充放電設備の申請があり、該当する場合にのみ○を記入してください。
2. 申請者に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> (5)「申請者本人」を記入してください。 (6) 日中連絡がとれる電話番号を記入してください。 (3)(4)(9)は記入不要です。
3. 補助金額に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・車両の交付申請額をⅠ-4(1)から転記してください。 ・外部給電器、V2H充放電設備の申請がある場合は、交付申請額をそれぞれⅡ-3(1)、Ⅲ-3(1)、Ⅲ-4エ から転記してください。
4. 再エネ100%電力に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・該当する手法を選択(複数選択可)の上、必要事項を記入してください。
5. 補助金振込先に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・車両のみ申請の場合は記入してください(外部給電器/V2H充放電設備の申請がある場合は、実績報告書においてご記入いただきます)。 ・口座名義は、申請者名義の口座として下さい。フリガナも必ず記入して下さい。(「1.申請者に関する事項」の「(2)氏名」に記されたものと同一の名義。家族等の口座には振り込めません) ・個人事業主で口座名義に屋号が付く場合には別途証明書が必要な場合があります。 ・記載ミスにより振込みができないケースが多くあります。振込先を確認できる通帳のコピーを添付してください。
6. 申請に関する誓約	<ul style="list-style-type: none"> ・よく読んで全てに同意の上、□部分(5箇所)につき、■を選択してください。
I-1. 車両に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 該当する□部分につき■を選択してください。 (2) (3) (7) 自動車検査証に記載されている通りに記入して下さい。車名・グレード欄は、Ⅰ-3(添付1)「銘柄ごとの補助金交付額」の通りに記入して下さい。「外部給電機能」「車載コンセント」欄:申請車両の装備に応じて記入してください。 (5) (6) 下取車の有無の該当する□部分につき■を選択してください。有の場合は入庫日を記入してください。(下取入庫証明書が必要になります。) (8) 車検証の所有者に該当する□部分につき■を選択してください。 (9) 車検証の使用者の住所を記入してください。 (10) 車検証の使用の本拠の位置を記入してください。「***」の場合は、「記載なし」と記入してください。
I-2. J-クレジット事業への参加	<ul style="list-style-type: none"> ・型式が「不明」となっている車種を除く電気自動車は、J-クレジット事業へご参加いただくことが条件です。(1)の欄の「はい」の□部分につき■を選択してください。 ※環境省事業、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の申請の方は対象外ですので、(1)の欄の「いいえ」□部分につき■を選択してください。 ☞J-クレジット制度の詳細はⅠ-(注2)参照
I-3. 販売会社に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・車両を購入する販売会社の正式名称を正確に記入してください。
I-4. 補助金額に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 補助金申請額、購入価格を記入してください(Ⅰ-3(添付1)「銘柄ごとの補助金交付額」参照)。 (2) 実際に購入した車両本体(付属品・諸費用を除く)の税抜価格を記入して下さい

	(値引きがあった場合は値引き後の税抜価格を記入して下さい)。
Ⅱ. 外部給電器に関する事項	外部給電器申請手続き参照
Ⅲ. V2H充放電設備に関する事項	V2H充放電申請手続き参照

(2) 申請者を確認する書類

➤ 申請者の氏名、現住所が確認できる公的なもので下記のいずれか1つ。複写したもので可。

- 運転免許証(両面を1枚に複写) ※有効期限内のもの
- 健康保険証 ※住所の記載があり有効期限内のもの
- 住民票の写し ※発行後3ヶ月以内のもの
- 印鑑登録証明書の写し ※発行後3ヶ月以内のもの

☆(注意) 申請者は、補助金の交付申請前に、「暴力団排除に関する誓約」の内容を必ず確認しなければなりません。

☞ 「暴力団排除に関する誓約」は、I-1(添付2)参照

(3) 申請車両を確認する書類

➤ 自動車検査証(車検証)の写し

※運輸支局長印のあるもの。「登録事項等通知書」は無効。上記書類における「所有者」名と「使用者」名は、申請者名(申請書の1-(2)氏名と同一であることが必要です。

➤ ただし、以下の場合は、例外として認めます。

○リース契約又は所有権留保付ローン購入で、申請車両の「所有者」が、リース会社、販売会社又はファイナンス会社となっている場合。

この場合は、申請者が申請車両の「使用者」であることを確認できる下記のいずれかの書類の提出が必要です。複写したもので可。

(リース契約の場合)

- リース契約書の写し<申込書は不可>

(所有権留保付ローン購入の場合)

- 保管場所標章番号通知書
- 使用者が契約者となっている任意自動車保険契約書(自賠責保険は不可)
- 申請者が契約者となっているローン契約書(申込書は不可)

➤ 個人事業主名での車両購入で所有者又は使用者が屋号の場合には、別途、証明書が必要です。

(4) 車両代金の支払いを確認する書類

➤ 車両代金の全額分の支払いが確認できる支払証憑。複写したもので可。

【支払証憑の例】

- 申請者宛ての領収証(領収証(控)は不可)
- (銀行振込み等で領収証が無い場合) 銀行発行の振込み証明書(振込金受取書等)

- (所有権留保付ローン購入の場合) 車両販売会社からクレジット会社宛での領収証但し、併記等により申請者の氏名が明記されていることが必要です。

☆(注意)

- ・ 車両代金の全額分に相当する領収証が複数枚に分かれる場合は、複数枚の領収証の複写を提出して下さい。
 - ・ 入金証明書の類は領収証として扱えません。
- (上記が提出できない場合)車両代金の全額分支払いの手続きが完了したことを確認出来るもの。複写したもので可。
- 申請者が契約者となっているローンの契約書<申込書は不可>及びローン会社が販売店の債権を保証する書面
- リースの場合、リース契約書の写し<申込書は不可>

(5) **車名および購入価格の確認書類**

- 車名・グレード及び購入価格が明示されている書類。複写したもので可。
(申請者が車両購入者となっている注文書、請求書、契約書等)
- メーカーオプションで外部給電機能又は車載コンセントを装着した場合は、注文書等にその旨の記載があること。

(6) **【下取車がある場合】下取価格が車両代金の一部に充当されたことの確認書類**

- 下取車の下取代金を車両代金の一部に充当した場合は、車両販売会社が記入した「下取車入庫証明書」(様式4)を提出して下さい。

☆(注意)

- ・ 下取車が過去にクリーンエネルギー自動車の補助金を受領している場合で、処分制限期間内に売却等の処分をする場合は、事前に財産処分の手続きをし補助金返納が必要になります。
- ・ 「下取車入庫証明書」(様式4)には、査定士の登録番号を記入して下さい。
- ・ 車両購入の注文書、請求書、契約書等に当該下取車の明細が記載してあることが必要です。

(7) **【車両のみの申請の場合】補助金を受けた車両(取得財産等)の管理のための書類**

- センターが指定する「取得財産等管理台帳・取得財産等明細表」(様式 11)を提出して下さい。
補助金を受けた車両は、4年又は3年の保有義務期間(処分制限期間)があり、その間は、当書類を備え付け、管理しなければなりません。

☞ 処分制限期間は、I-3(添付2)参照

- 本書類は、車両のみの申請の場合にのみ交付申請時に提出して下さい。外部給電器/V2H充放電設備の申請がある場合は、実績報告時に、車両と外部給電器/V2H充放電設備の両方を記入し提出して下さい。

(8) **型式が「不明」な車両の仕様確認書類**

- 申請車両の型式が「不明」となっている車両の場合、その仕様が事前に承認を受けている補助対象車両と同一であることを証するメーカー又はメーカーの委託を受けた輸入事業者発行の確認書が必要です。

(9) 再エネ 100%電力調達の維持を確認する書類

- 「再エネ 100%電力調達」については、原則として以下の3つの手法により使用電力を再エネ比率 100%にさせていただく必要があります。これらの手法を組み合わせると再エネ 100%達成も可能です。

【手法1】自家発電

【手法2】再エネ電力メニューの購入

【手法3】再エネ電力証書の購入

※詳細は、環境省ホームページでご確認ください。

申請方法のわかりやすい解説(個人向け)

<まずはこちらをお読みください>

http://www.env.go.jp/air/saiene/saiene_kojin.pdf

(再エネ 100%電力調達要件の解説)

http://www.env.go.jp/air/saiene/saiene_kaisetsu.pdf

(環境省事業トップページ)

http://www.env.go.jp/air/post_56.html

再エネ 100%電力要件、補助事業の概要に関するお問合せ窓口(環境省)

環境省 令和2年度第3次補正予算
EV 等補助事業 問合せ窓口

TEL: 03-6627-6486

【4年間のモニタリング調査へのご対応におおすすめの再エネ調達手法】

【手法1】や【手法3】単独での申請も可能ですが、再エネ 100%での電力調達を維持いただくために、4年間のモニタリング調査において、電力消費量に対する再エネ発電量や証書購入量を確認し、不足分がある場合は追加で対応いただきます。予め【手法2】と組み合わせると【手法1】や【手法3】を申請いただくことで、毎年の発電量等の不足分について、追加で証書購入いただくなどの対応が不要となります。

※手法を組み合わせた場合は、補助金申請時とモニタリング調査において、いずれの手法の必要書類も提出いただくことになります。

【申請に必要な交付申請書様式】

- 上記三つの手法の選択と組合せにより、必要書類が異なります。補助金交付申請書(様式1)では、代表的なパターンとして、「手法2のみ」及び「手法1+手法2の組合せ」の二通りのパターンに対応した記入欄を設けてあります。これ以外のパターンの場合は、それぞれ、補助金交付申請書(別紙)も合わせて提出していただきます。

パターン	必要な申請書様式
手法2のみ	様式1のみ
手法1+手法2の組合せ	
手法1のみ	様式1+様式1(別紙1)
手法3のみ	様式1+様式1(別紙2)
手法1+手法3の組合せ	様式1+様式1(別紙3)
手法2+手法3の組合せ	様式1+様式1(別紙4)
手法1+手法2+手法3の組合せ	様式1+様式1(別紙5)

【申請に必要な添付書類】

- 上記手法の選択と組合せにより、必要な添付書類が異なります。代表的なパターンとして、「手法2のみ」及び「手法1+手法2の組合せ」「手法3のみ」の場合の必要書類について、(添付)(P37)をご参照ください。

【再エネ 100%電力調達の申請に関するお問い合わせについて】

環境省のホームページや、当センターホームページ、「よくあるご質問」記載の内容をご覧頂いても不明な点がある場合は、下記に e-mail でご連絡ください(回答に正確性を確保するため、メールでのお問合せに限定させていただきます)。

E-mail: saiene100@cev-pc.or.jp

- ・上記の内容以外のお問合せについては、本メールでの受付は行っておりません。
- ・迅速にご回答差し上げるよう努めますが、回答の正確性を確保するためご回答までにお時間がかかることがあります。予めご了承ください。

✎書類提出にあたり、以下の点をもう一度確認下さい✎

<個人>

☆ 書類に不備がある場合は申請受付とはなりません。

提出期限には間に合っていますか？

【提出期限】初度登録(届出)の日から1ヶ月以内(翌月の前日)(消印有効)
例外的に、初度登録(届出)の翌々月の末日まで(消印有効)

☞提出期限は、I-1(1)参照

申請書及びその他様式に、必要事項が、もれなく記入されていますか？

申請者の名前と書類等に記載された名前は、全て一致していますか？

(補助金振込口座名義人・自動車検査証又は標識交付証明書の所有者・領収証の宛名等)

自動車検査証の所有者と使用者は一致していますか？

(一致していないことが認められるのは、リース又は所有権留保付きローン購入の場合のみです。)

☞II-2の2(3)参照(必要書類も同項で確認して下さい)

必要書類は全て整っていますか？

添付する複写(コピー)は、片面コピーで、A4サイズでお願いします。

◇ 補助金交付申請書(様式1-1) <原本>

◇ 運転免許証 / 印鑑登録証明書 / 住民票 / 健康保険証 <いずれか1つ>

◇ 自動車検査証 <いずれか1つ>

◇ 領収証

◇ 注文書 / 請求書 / 領収額内訳明細書 <いずれか1つ>

★車両のみの申請の場合

◇取得財産等管理台帳・取得財産等明細表(様式11)

★下取車がある場合

◇下取車入庫証明書(様式4) <原本>

★型式が「不明」となっている車両の場合

◇メーカー又はメーカーの委託を受けた輸入業者発行の確認書 <原本>

★以下、申請に必要な場合

◇ 外部給電器関連書類

◇ V2H充放電設備関連書類

◇ 再エネ100%電力調達関連書類

申請する補助対象車両の保有義務期間(処分制限期間)を確認しましたか？

申請者が反社会的勢力及びそれに準ずる者でないことを「暴力団排除に関する誓約」に基づいて確認しましたか？

☞「暴力団排除に関する誓約」は、I-1(添付2)参照

B 申請受付開始前日(令和3年3月25日)までに車両登録(届出)及び外部給電器の発注・納品/V2H充放電設備の発注・工事が完了している場合(特例措置)

補助金については、原則、令和3年3月26日以降かつ交付決定通知書発行日以後に外部給電器の発注/V2H充放電設備の発注及び工事開始を行う場合が補助対象ですが、特例措置として、令和3年3月25日以前に発注や納品/工事などを完了している場合も補助対象とします。以下は、その場合の手続き方法です。
※上記までに発注/工事開始しているが納品や工事が完了していない場合は、個別に e-mail 等でお問い合わせください。

- この場合、補助金交付申請書及び必要書類に合わせ、外部給電器/V2H充放電設備の実績報告に必要な書類を一括して、申請受付開始(令和3年3月26日)後速やかに提出してください(最終期限:令和3年5月31日まで(消印有効))。

【ご留意点】

- 補助金交付申請書の、「1. 申請項目に関する事項」下段の該当欄に○を記入して下さい。
※それ以外の補助金交付申請書の項目については、上記 A の要領と同様です。
- 外部給電器/V2H充放電設備それぞれの必要書類・要領については、以下を参照してください。
 - ・ 外部給電器: 外部給電器応募要領 「Ⅱ外部給電器 申請要領」のB
 - ・ V2H充電設備: V2H充電設備応募要領 の7、8

(添付)再エネ 100%電力調達 各手法の概要と必要手続き
 (代表的なパターン: 【手法2】【手法1+手法2】【手法3】)

手法	内容
手法2	
【概要】	<ul style="list-style-type: none"> ●小売電気事業者等が提供する「再エネ電力メニュー」を購入する方法です。 ●今回の補助金において「再エネ電力メニュー」は、環境省で審査が行われホームページに公表しているメニューである必要があります。なお、これら対象メニューは環境省 HP で順次更新していく予定です。 環境省再エネ電力メニュー公表 HP (http://www.env.go.jp/air/100.html)
【判断方法】	●上記ページで公表されている再エネ電力メニューを契約し、必要な情報が添付書類からわかること。
【必要書類】	▽当該再エネ電力メニューの情報がわかる書類 【メニューの名称】、【提供事業者】、【契約者名】、【供給している住所】がわかる書類 例: 契約書の写し、検針票の写し、提供事業者の web ページのハード/ソフトコピー、メール画面のコピーなど。 契約者名が一致できるなど、紐付けができれば複数の書類を組み合わせ可。
【注意点】	<ul style="list-style-type: none"> ●供給している住所が、車両の自動車車検証の「<u>使用者の住所</u>」(「<u>使用の本拠の位置</u>」に記載がある場合は、「<u>使用の本拠の位置</u>」)と一致している必要があります。 ●小売電気事業者等と契約済である必要があります(申込書など申し込みの状態では申請できません。) また、いつから契約しているかは問いませんので、既に契約している電力メニューが補助金の対象メニューである場合は、この事業のために新たに契約する必要はありません。 ●4年間の再エネ 100%電力の継続途中、他の対象メニューに切り替えていただくことは可能ですが、ただし、モニタリング調査を通じて、報告いただきます。 ●取次店が提供するメニューのうち小売電気事業者が提供するメニューと同一の場合は、<u>環境省の公表しているリストの「団体名」の欄に取次店の名前は掲載されていません。</u> ただし、<u>取次店との契約書や約款のコピー</u>で、環境省の公表しているメニューを<u>その指定の小売電気事業者から取り次いでいることを証明</u>いただければ、対象となり得ます。
手法1+2	
【概要】	<ul style="list-style-type: none"> ●【手法2】再エネ電力メニューと、【手法1】自家発電を、組み合わせる方法です。(【手法1】の概要) ●敷地内又は敷地外に導入された再エネ電源を専用線等で接続し、発電電力が家屋等に供給されていることがわかるシステム等※を備えて直接的に再エネ電力を調達する手法で、自家消費電力量が、再エネ電力の調達量となります。(※HEMS、BEMS、蓄電池等) ●(参考)【手法1】のみで対応する場合は、自家発電(自己託送や特定供給を含む)によって、当該家屋等の消費電力の全量をカバーする必要があることから、消費電力量がわかる HEMS/BEMS 等のモニター機能や、必要な電力を任意のタイミングで充電、放電できる蓄電システムが必須となります。 そのため、【手法1】のみで4年間再エネ 100%電力調達を対応することは非常に負担も大きく、【手法2】や【手法3】との組み合わせが必要となることが多いと想定されます。
【判断方法】	<ul style="list-style-type: none"> ●【手法1】自家発電のみで常時、再エネ 100%の電力調達ができないような部分について、【手法2】の再エネ電力メニューからの電気で再エネ 100%比率を維持していると、とらえていきます。 (参考:【手法1】のみで調達できるかどうかの判断方法) ●再エネ電源により直接的に調達している量と、家屋や施設等の消費電力量を比較して、調達量が消費電力量を上回っているかを確認します(計算式(1))。調達量には、売電分は含みません。 計算式(1) (①年間発電量) - (②年間売電量) ≥ (③年間消費電力量) ①年間発電量の考え方 (A) 過去実績が 12ヶ月分あり、発電量の実績が書類(次頁参照)で示せる場合は過去の実績値。 (B) (A) で対応できない場合であって、メーカー等の 12 か月分の発電量シミュレーション結果がある場合は当該結果の値。 ※数値を確認するため、シミュレーションに関する書類もあわせてご提出いただきます。

(C) (A)、(B)で対応できない場合は、以下の式により算出した値。

(C)の算出方法:(発電設備の容量(kW))×8,760 時間×設備の稼働率 0.13=年間発電量(kWh)

※注意:発電電力量から売電電力量を引いたもの((①年間発電量)-(②年間売電量))は、発電電力量が直接当該家屋等に消費された分をメーター等で把握できればそれを使うこともできる。

②年間売電量の考え方

(A)過去実績が12ヶ月分あり、売電量の実績が書類(次頁参照)で示せる場合は過去の実績値。

(B)(A)で対応できない場合、「直近1か月分の実績値×12(ヵ月)」をした1年間分の推計値。

※直近1か月の実績を確認するため、証拠書類もあわせてご提出いただきます。

(C)補助金への申請が入居直後などにより、実績が把握できない場合、予測発電量、予測消費電力量から予測した値。

③年間消費電力量の考え方

(A)過去実績が12ヶ月分あり、消費電力量の実績が書類(次頁参照)で示せる場合は過去の実績値。

(B)(A)で対応できない場合、「直近1か月分の実績値×12(ヵ月)」をした1年間分年間分の推計値。

(C)補助金への申請が入居直後などにより、実績が把握できない場合、事業者等は、事業計画等に基づく電力量の値。

個人の場合は、「平成25年度家庭における電力消費量実測調査報告書」※にある値。

※参考:<https://www.env.go.jp/earth/report/h25-06/mat01.pdf>

	戸建	集合住宅
北海道以外	4709kWh	3139kWh
北海道	4344kWh	2336kWh

【必要書類】

●【手法1】と【手法2】それぞれ必要な書類をご提出いただきます。

（【手法1】の必要書類）

・計算式(1)①発電電力量に関するもの

①再エネ電源の設置等が確認できる書類

再エネ電源の【設置場所の住所】、【容量】、【接続状況】がわかる書類

例:発電設備の納品書の写し、HEMS等の導入されているシステムがわかる書類

②再エネ電源の発電量が確認できる書類

例:発電量を管理するシステムのwebページのハードコピー

・計算式(1)②売電量に関するもの

③(再エネ発電電力を売電していない場合)売電していない旨の誓約書

④(再エネ発電電力を売電している場合)売電量が確認できる書類

例:売電先事業者のwebページのハードコピー

・計算式(1)③消費電力量に関するもの

⑤施設等の消費電力量が確認できる書類

【提供事業者】、【契約者名】、【消費電力量】、【供給している住所】、がわかる書類

例:小売電気事業者からの請求書、webページのハードコピー

⑥(自己託送等の場合)小売電気事業者との契約を確認できる書類

【需給地点】、【需要場所】、【契約期間】が確認できる書類

⑦系統から電力調達していない旨の誓約書(非常時は除く)(手法1のみで対応する場合)

（【手法2】の必要書類）

▽当該再エネ電力メニューの情報がわかる書類

【メニューの名称】、【提供事業者】、【契約者名】、【供給している住所】がわかる書類

例:契約書の写し、検針票の写し、提供事業者のwebページのハード/ソフトコピー、メール画面のコピーなど。

契約者名が一致できるなど、紐付けができれば複数の書類を組み合わせも可。

【注意点】

●【手法1】の必要書類で自家発電量などを確認※いたしますが、別途【手法2】再エネ電力メニューで調達する電力使用量などを計算いただく必要はございません。

※発電量、売電量を、必要な申請書類で正確に把握できる必要があります。なお、売電量

については消費電力として計上することはできません。
●再エネ電源の設置に係る費用は補助対象外です。

手法3

【概要】

- 再エネ電力から切り離された環境価値だけを「再エネ電力証書」という形で購入する方法です。
- 再エネ電力証書には、「グリーン電力証書」と「再エネ電力由来J-クレジット」があります。
- これらの証書は、発電事業者からだけでなく、小売電気事業者や仲介事業者から購入も可能です。
- なお、通常の業務で化石燃料由来の発電設備を使用し、電力が供給されている場合は、その電力分も【手法3】によって使用電力全体をオフセットする必要があります。(ただし、非常用の発電設備と認められる設備は除きます。)

【判断方法】

- 再エネ電力証書の購入量と、家屋や施設等の消費電力量を比較して、調達量が消費電力量を上回っているか確認します。

計算式(2) (④再エネ電力証書購入量) ≥ (⑤年間消費電力量) × 4年分

④再エネ電力証書購入量の考え方

購入量は、②年間消費電力量の原則4年分以上を購入してください。

⑤年間消費電力量の考え方

(A) 過去実績が12ヶ月分あり、消費電力量の実績が書類(次頁参照)で示せる場合は過去の実績値。

(B) (A)で対応できない場合、「直近1か月分の実績の実績値×12(ヵ月)」をした1年間分の推計値。

※直近1か月の実績を確認するため、証拠書類もあわせてご提出いただきます。

(C) 補助金への申請が入居直後などにより、実績が把握できない場合、事業計画等に基づく電力量。

個人の場合は、「平成25年度家庭における電力消費量実測調査報告書」※にある値。

※参考：<https://www.env.go.jp/earth/report/h25-06/mat01.pdf>

	戸建	集合住宅
北海道以外	4709kWh	3139kWh
北海道	4344kWh	2336kWh

【必要書類】

- ・計算式(2)④証書購入量に関するもの

①証書等の写し

<グリーン電力証書の場合>グリーン電力証書の写し

<J-クレジットの場合>無効化通知書および再エネ電力量を記載した書類の写し

②証書に係る情報を補足する書類

【提供事業者】、【購入量】、【購入者名】、【購入者住所】がわかる書類

例：web ページのハードコピー、メールなどを想定。

購入者名が一致できるなど、紐付けができれば複数の書類を組み合わせてもよい。

- ・計算式(2)⑤消費量に関するもの

③施設等の消費電力量が確認できる書類

例：小売電気事業者からの請求書、web ページのハードコピー

【注意点】

- J-クレジットには複数種類があり、必ず**再エネ電力由来J-クレジット**を購入してください。

- グリーン電力証書とJ-クレジットを組み合わせても対応することもできます。

- 再エネ電力証書の購入ができる事業者のうち、リンクの掲載を了承いただけた事業者は、以下の環境省ホームページにて掲載しています。

(<http://www.env.go.jp/air/100.html>)

- 各証書の概要等につきましては、以下のホームページ等を御確認ください。

グリーン電力証書

(https://www.jga.jp/service_list/environment/service/greenenergy/index.html)

J-クレジット制度 (<https://japancredit.go.jp/>)